ニ　塩化ビニル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

D　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ材質試験の③　塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／ｇ以下となる。

ｄ　組合せ容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　封かん

強度等試験法中の封かん試験を行うとき、容器包装の破損又は空気漏れがないものでなければならない。

ロ　ピンホール

強度等試験法中のピンホール試験を行うとき、ピンホールを認めないものでなければならない。

②　合成樹脂及び合成樹脂加工紙はそれぞれｂに規定する合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装の規格又は基準（封かん、ピンホール及び常温保存可能品に係る規格を除く。）に、金属はｃに規定する金属缶の規格又は基準に適合するものであること。

③　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

２．調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔（はく）製容器包装、金属缶又は組合せ容器包装（合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔（はく）又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下２．において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

ａ　ガラス瓶は、透明なものであること。

ｂ　合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔（はく）製容器包装は、次の条件に適合するものであること。

①　次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、イ、ロ、ハ、ニ及びホの試験に用いる試験溶液の調製は、１．のｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。

イ　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

ロ　蒸発残留物

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

ハ　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。